

入 札 説 明 書

(佐世保市市民活動保険業務)

令和 7 年 4 月

佐世保市市民生活部 コミュニティ・協働推進課

1 入札公告日

令和7年4月24日（木）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度佐世保市市民活動保険業務
- (2) 業務期間
令和7年6月1日午後4時から令和8年6月1日午後4時まで
- (3) 業務内容
仕様書のとおり

3 入札方式

- (1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札（電子メール入札）とする。
- (2) 入札後資格確認型一般競争入札（電子メール入札）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。
- (3) 最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記（2）と同様にして、その入札参加資格の有無を審査し、落札者の決定をするものとする。
 - ・入札参加資格を有していないと確認した場合
 - ・無効な入札の場合

4 入札参加資格

入札に参加する資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。ただし、次号の損害保険代理店はこの限りではない。
- (2) 佐世保市内に本店、支店若しくは営業所を有する者又は前号に規定する者の損害保険代理店（保険業法の規定により登録を受けた者をいう。）であること。
- (3) 過去2年間において、地方自治体等との間で、本件入札に付する保険契約と類似商品を契約した実績があること。
- (4) 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200パーセント以上あること。
- (5) 保険業務に精通した常勤の従業員を配置し、本業務の履行体制が組成できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (8) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 代表者、自社の役員等が、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する者でないこと。
- (10) 入札公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (12) 仕様書の条件を満たす金融庁の許可を得た商品を有していること。

5 入札への参加申請

- (1) 参加申請方法
02電子メール入札参加申請書（市民活動保険）を電子メールにて送付すること。
- (2) 参加申請書の送付先
comkyo@city.sasebo.lg.jp
- (3) 参加申請受付期間
令和7年4月24日（木）から令和7年4月30日（水）正午まで
- (4) その他
参加申請書の受信を確認後、指定されたメールアドレスへ、電子メール入札に必要なデータを返信します。

6 仕様書等に関する質問と回答

- (1) 質問方法
06質問書を電子メールにて送付すること。
- (2) 質問書の送付先
comkyo@city.sasebo.lg.jp
- (3) 質問受付期間
令和7年4月24日（木）から令和7年4月30日（水）正午まで
- (4) 回答について
質問への回答は、令和7年5月2日（金）午後5時までに電子メールにて送付する。
なお、全ての参加申請者に対して、全ての質問及び回答を送付する。

7 入札の方法

- (1) 入札方法
08入札書を電子メールにて送付すること。
- (2) 入札書の送付先
comkyo@city.sasebo.lg.jp
- (3) 入札受付期間
令和7年5月1日（木）から令和7年5月8日（木）正午まで
- (3) 入札書に記載する金額は、本業務にかかる保険料及び事務費等必要な費用の全て（消費税及び地方消費税を含む）を含めた契約希望金額とすること。
- (4) 入札書を提出した後においては、その差替え等は一切認めない。
- (5) 仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

8 開札と落札候補者の決定

- (1) 開札日時
令和7年5月9日（金）午前11時00分
（開札時の立会いは市職員にて行う。）
- (2) 開札場所
長崎県佐世保市八幡町1番10号
佐世保市役所2階 コミュニティ・協働推進課
- (3) 落札候補者の決定
開札の結果、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最も安価な額を入札した者を落札候補者とする。また、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
開札の結果、予定価格の範囲内の価格で入札した者がいない時は、再度、市が指定する日に改めて入札を行うこととし、別途連絡を行う。この場合、郵便入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 同額の場合

同額により、くじになった場合は、次の要領にて決定するため、同額となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の3桁の数値を記入すること。なお、次の要領は、すべて佐世保市にて行う。

ア 同額となった入札書の受け付け日時順に「0」から順に番号を付番する。

イ 同額の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。

ウ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者を落札者とする。

※くじ引きに移行した場合で、同額となる入札書に数値を記入していなかった場合は、「0（ゼロ）」を記入したものとみなす。

(5) 落札候補者への連絡

開札日の16時までには連絡する。なお、落札候補者以外には通知しないこととする。

9 入札の無効等

次の各号に該当する場合は、その入札書は無効とし、入札者は失格とする。なお、失格となった者は、2回目以降の入札をすることはできない。

ア 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記載していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判別しにくいもの

イ 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの

ウ 入札に際し不正の行為があったと認められるもの

エ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの

10 資格確認

(1) 申請方法

落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び確認に必要な書類を添付して、直接持参により提出するものとする。

(2) 添付書類

ア 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であることを証明する書類（写しを可とする）

イ 保険業務に精通した常勤の従業員名簿

ウ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）を示す書類

エ 本保険業務に保険約款等の書類（担保される内容を明示したもの）

オ 佐世保市市税及び国民健康保険税に関する「滞納のない証明」

カ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことの納税証明書

キ 過去2年間の類似商品の契約実績書（様式2）

(3) 提出部数

1部とする。なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(4) 提出期限

令和7年5月14日（水）の午後5時00分まで

(5) その他

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日を基準日として、(1)により提出された資格確認申請書等に基づき確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本市から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

1 1 落札者の決定

(1) 落札者の決定

前記 1 0 により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者への連絡

落札者にはあらためて連絡する。

1 2 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 1 0 % 以上の契約保証金の納付を要する。ただし、下記（１）、（２）のいずれかの要件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

契約保証金の納付は、落札者決定日の翌日から起算して 5 日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 22 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を含まない）に契約保証金を納付したことを証明する資料（納付済の銀行印がある納付書）の提出、契約保証金の免除については、落札決定日の翌日から起算して 5 日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 22 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を含まない）に下記（１）または（２）の要件を証明する資料（過去の契約実績又は履行保証保険証書等）の提出を行うことを必須とする。これら資料の提出がない場合は、契約要件を満たさないものとして契約を締結しない。

(1) 実績による免除の場合

実績による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要。

- ・過去 2 箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表 1 に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められない。）
- ・上記履行実績を証明する書類（契約書等）を提出できること。

(2) 履行保証保険への加入による場合

履行保証保険による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要。

- ・保険金の受取人を佐世保市長とすること。
- ・保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 1 0 % 以上であること。
- ・保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険であるため、加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせること。

1 3 その他注意事項

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

佐世保市財務規則第 1 6 9 条第 3 号の規定により免除

(3) 契約書作成の要否

要（佐世保市が指定する日までに保険証券を徴取する）

(4) 違約金

落札者が前記（３）を行わないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札決定を取り消された者は、佐世保市財務規則第 1 5 6 条第 4 号の規定に（契約予定金額の 1 0 0 分の 1 0）を支払うものとする。

1 4 担当部署

〒 8 5 7 - 8 5 8 5 長崎県佐世保市八幡町 1 番 1 0 号
佐世保市 市民生活部 コミュニティ・協働推進課（市役所本庁舎 2 階）
TEL (0 9 5 6) 2 4 - 1 1 1 1（内線 2 2 5 4）
FAX (0 9 5 6) 2 5 - 9 6 7 5
担当者 原口・大山
電子メール comkyo@city.sasebo.lg.jp